

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

奈良県公安委員会規則第12号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第8項を同条第10項とし、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、除外標章記載事項変更届（別記様式第8号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに公安委員会に届け出て、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならぬ。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（別記様式第8号の3）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

第10条第7項中「（別記様式第8号の2）」を削り、同条第8項中「（別記様式第8号の3）」を削る。

第11条第10項中「廃棄」の次に「（第7項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「前項」を「第6項」に改め、「駐車許可証」の次に「（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する

電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(申請書に添付する書類)

第20条の2 規則第10条第3項の規定により道路使用許可申請書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 工作物（軽易なものを除く。）を設ける場合は、その設計図及び仕様書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

第27条の2第2項中「運転免許証等記載事項変更届」を「運転経歴証明書等記載事項変更届」に改める。

別記様式第8号から別記様式第8号の3まで中「第10条」を「第8条、第10条」に改める。

別記様式第21号の2を次のように改める。

別記様式第21号の2 (第27条の2関係)

(表)

運転経歴証明書交付・再交付等(申請書・登録票)

奈良県公安委員会 殿

資料区分	36
------	----

申請日	年 月 日
-----	-------

現保有 状況	免等・マ
手続後 希望	免等・マ

処理内容

交付 失効免許証による経歴交付 再交付

運転経歴情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 有・無

【申請者】 代理申請 郵送希望

写真
貼付欄
縦3.0cm
×
横2.4cm

フリガナ			電話番号
氏名		代理人氏名	
住所			
生年月日	年	月	日

暗証番号 (数字を記入)				
-----------------	--	--	--	--

【交付】

申請取消年月日
年 月 日

【失効免許証による経歴交付】

運転免許証失効年月日
年 月 日

運転免許証番号 運転経歴証明書番号	運転免許情報記録番号 運転経歴情報記録番号

<input type="checkbox"/> 可 5年以内確認 <input type="checkbox"/> 不可

本人確認		受理	
<input type="checkbox"/> 個人番号カード		所属	
<input type="checkbox"/> その他()			
記載事項変更		受付・写真審査者	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	点検者	

【再交付】

経歴証明書交付年月日
年 月 日

受付印

※記載事項に変更がある方は、裏面の記載欄に記入してください。

(裏)

【住所などに変更がある方】

変更内容	
新住所	
その他	
確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()

手数料(収入証紙)貼付欄

【経歴証明書を亡失されている方】

【運転免許証等を失効されている方】

確認書

失効した運転免許証等に係る運転免許の有効期間が満了する日において、免許の取消しの基準等の除外理由に該当していた場合は、この手続が無効となること、また、この運転経歴証明書の交付等を受けた場合は、運転免許試験の一部免除の手続による再申請ができないことは知っております。

署名

別記様式第21号の3を次のように改める。

別記様式第21号の3（第27条の2関係）

運転経歴証明書等記載事項変更届

奈良県公安委員会 殿

届出日	年月日
-----	-----

※太線の枠内に記入してください。

申請者	フリガナ		生年月日
	氏名		年月日
	代理人氏名 (代理人申請の場合)		電話番号

※記載事項変更する項目のみ記載してください。

旧	フリガナ	
	氏名	
	住所	
新	フリガナ	
	氏名	
	住所	

-----（この線から下は職員が申請時に記入しますので記載しないこと。）-----

確認書類 住民票 · 個人番号カード · その他（ ）経歴保有状況 運転経歴証明書 · 運転経歴情報記録個人番号カード

運転経歴証明書番号	担当者	最終確認者	受付印
運転経歴情報記録番号			

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号（第29条関係）

指定自動車教習所指定申請書記載事項変更届

年　月　日

奈良県公安委員会殿

住 所

氏 名

変更を受けようとする教習所の所在地及び名称	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
備 考	

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号 (第31条関係)

届出自動車教習所が行う教習課程変更事項届出書	
年　月　日	
奈良県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
指定を受けた教習課程に係る届出自動車教習所の所在地及び名称	
変更する添付書類の記載事項	
変更後の添付書類の記載事項	
備考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

別記様式第27号を次のように改める。

別記様式第27号 (第32条の2関係)

運転免許取得者等教育認定申請書

年　月　日

奈良県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

氏名又は名称及び 住所並びに法人の 場合は代表者氏名	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
課程の区分	
課程の名称	
備考	

別記様式第29号を次のように改める。

別記様式第29号（第32条の2関係）

運転免許取得者等教育変更事項届出書

年　月　日

奈良県公安委員会 殿

住 所

氏 名

運転免許取得者教育に使用している施設の所在地及び名称	
変更する記載事項又は添付書類の内容	
変更後の記載事項又は添付書類の内容	
変 更 日	
備 考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

別記様式第30号の3を次のように改める。

別記様式第30号の3（第32条の4関係）

運転免許取得者等検査認定申請書

年　月　日

奈良県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

氏名又は名称及び 住所並びに法人の 場合は代表者氏名	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	
検査の方法の区分	
検査の方法の名称	
備考	

別記様式第30号の5を次のように改める。

別記様式第30号の5（第32条の4関係）

運転免許取得者等検査変更事項届出書	
年　月　日	
奈良県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
運転免許取得者等検査に使用している施設の所在地及び名称	
変更する記載事項又は添付書類の内容	
変更後の記載事項又は添付書類の内容	
変 更 日	
備 考	

備考 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、この規則による改正後の道路交通法施行細則の様式により提出された申請書とみなす。

3 旧規則により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。